

件名	愛媛県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
主管課	地域スポーツ課オリパラ・マスターズ推進室
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 設置 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てるため、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 積立て 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。</p> <p>3 管理 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	